



茨城県報 第2009号

平成20年9月4日
木曜日

目 次

規 則

ページ

茨城県立農業大学校授業料の減免等の要件及び手続を定める規則(農政企画課)	2
(教 育 委 員 会)	

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則	7
(公 安 委 員 会)	

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則	34
---	----

告 示

民法施行法に基づく公示送達(生活文化課)	40
----------------------	----

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告(2件)(中小企業課)	40
----------------------------------	----

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課)	42
---------------------------------	----

保安林の指定(3件)(林業課)	42
-----------------	----

土地改良事業の適当決定(2件)(土地改良事務所)	43
--------------------------	----

土地改良事業に対する同意(土地改良事務所)	44
-----------------------	----

公 告

落札者等の公示(情報政策課)	45
----------------	----

落札者等の公示(消防防災課)	45
----------------	----

家畜伝染病の発生(畜産課)	46
---------------	----

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出(建築指導課)	46
----------------------------	----

開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	46
----------------------	----

入札公告(管財課)	47
-----------	----

入札公告(2件)(つくば地域振興課)	50
--------------------	----

(人 事 委 員 会)

身体障害者を対象とした茨城県職員等採用選考の実施	53
--------------------------	----

正 誤

平成19年5月31日付け茨城県報第1879号中	57
-------------------------	----

規 則

茨城県規則第64号

茨城県立農業大学校授業料の減免等の要件及び手続を定める規則を次のように定める。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立農業大学校授業料の減免等の要件及び手続を定める規則

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和59年茨城県規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年茨城県条例第32号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、茨城県立農業大学校の授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することに關し必要な事項を定めるものとする。

(減免等の要件)

第2条 条例第8条の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 授業料を主として負担する者(以下「学費負担者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けるに至ったこと。
- (2) 学費負担者が火災、震災その他の災害により著しく損害を受けたこと。
- (3) 前2号に掲げる理由に準じるものとして知事が特に認めた理由

(減免等の手続)

第3条 授業料の全部若しくは一部の免除(以下「減免」という。)又は徴収猶予を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該減免又は徴収猶予に係る授業料の納付期限までに、授業料減免(徴収猶予)申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により授業料減免(徴収猶予)申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、減免又は徴収猶予が適当であると認めたときは、授業料の減免の額又は徴収猶予の期間を決定し、授業料減免(徴収猶予)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとし、不適当であると認めたときは、授業料減免(徴収猶予)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による授業料減免(徴収猶予)申請書の提出及び前項の規定による授業料減免(徴収猶予)決定通知書又は授業料減免(徴収猶予)不承認通知書の通知は、茨城県立農業大学校長を経由して行うものとする。

(減免等の理由の消滅の届出)

第4条 授業料の減免又は徴収猶予を受けた者は、当該減免又は徴収猶予に係る理由が消滅したときは、直ちに授業料減免(徴収猶予)理由消滅届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(減免等の取消し等)

第5条 知事は、授業料の減免又は徴収猶予に係る理由が消滅したと認めるときは、当該減免又は徴収猶予の決定を取り消し、当該理由が消滅した日の属する月以降の分の当該減免に係る授業料又は当該徴収猶予に係る授業料を徴収するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、通知又は届出は、この規則の相当規定によりなされた申請、通知又は届出とみなす。

様式第1号(第3条第1項関係)

授業料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所 属
住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

年度 期分の授業料の減免(徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

1 減免又は徴収猶予の別(該当するものにレ印を付すること。)

全部免除

一部免除(免除割合: パーセント)

徴収猶予(猶予期間: 年 月 日から 年 月 日まで)

2 学費負担者の氏名及び申請者との関係

(1) 氏名

(2) 申請者との関係

3 申請の理由

注 上記の理由を証する書類を添付すること。

様式第2号(第3条第2項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

印

授業料減免(徴収猶予)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 期分の授業料の減免(徴収猶予)については、下記のとおり減免(徴収猶予)することに決定したので通知する。

記

申請者	所 属	
	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	年 第	号
減 免 額	円 全部免除	一部免除(免除割合: パーセント)
徴 収 猶 予 の 期 間		

様式第3号(第3条第2項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

授業料減免(徴収猶予)不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料の減免(徴収猶予)については、下記の理由により不承認となったので通知する。

記

不承認となった理由

様式第4号(第4条関係)

授業料減免(徴収猶予)理由消滅届

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所 属
住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

年 月 日 付け第 号で決定のありました授業料の減免(徴収猶予)の理由が次のとおり消滅した
ので届け出ます。

1 消滅の理由

2 消滅年月日

年 月 日

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第11号

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成20年9月4日

茨城県教育委員会委員長 和田洋子

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 長期の研修(第3条 第20条)

第3章 短期の研修(第21条 第26条)

第4章 雜則(第27条 第29条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年茨城県条例第32号。以下「条例」という。)の規定に基づき、茨城県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 長期の研修

(学科及び研究科の定員等)

第3条 大学校の学科(以下「学科」という。)及び大学校の研究科(以下「研究科」という。)に毎年入学を許可することができる者の数は、次のとおりとする。

種 別		入学定員
学科	農学科	40人
	畜産学科	10人
	園芸学科	30人
研究科		10人

2 別表第1左欄に掲げる学科に同表右欄に掲げる専攻コースを置く。

3 研究科に別表第2に掲げる専攻コースを置く。

4 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年及び学期)

第4条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 一学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 大学校において授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

- (3) 創立記念日 (4月1日)
- (4) 学年始休業日 4月2日から4月8日まで
- (5) 夏季休業日 7月25日から9月8日までの間で茨城県立農業大学校長(以下「校長」という。)が指定する40日
- (6) 学期末休業日 9月24日から9月30日まで
- (7) 冬季休業日 12月20日から翌年1月9日までの間で校長が指定する15日
- (8) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

(入学の願出)

第6条 学科に入学しようとする者は、一般試験を受験する場合にあっては入学願書(前期・後期)(様式第1号)及び次に掲げる書類を、推薦試験を受験する場合にあっては推薦入学願書(様式第1号の2)及び次に掲げる書類を、校長の定める期日までに、校長に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の卒業証明書(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により、大学入学に關し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者にあっては、これを証明する書類)又は卒業(修了)見込証明書
- (2) 最終学校の調査書又は成績証明書

2 研究科に入学しようとする者は、入学願書(研究科)(様式第2号)及び大学校、短期大学、大学等最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書等、大学校と同等以上の学力を有することを証明する書類を校長の定める期日までに、校長に提出しなければならない。

(入学試験等)

第7条 校長は、前条に規定する入学願書又は推薦入学願書の提出があったときは、これを審査し、入学資格を有すると認めた者について筆記試験及び口述試験(以下「入学試験」という。)を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、大学校の学科に入学しようとする者のうち、高等学校若しくは中等教育学校又は社団法人日本国民高等学校協会日本農業実践学園高等科(以下「高等学校等」という。)を優秀な成績で卒業又は修了する見込みのある者で高等学校等の長から推薦されたものについては、筆記試験を免除することができる。

3 入学試験の実施について必要な事項は、試験期日の1月前までに公表する。

4 校長は、入学試験に合格した者に合格通知をするものとする。

(入学の手続)

第8条 入学試験に合格した者は、次に掲げる書類を校長の定める期日までに、校長に提出しなければならない。

- (1) 保証人(原則として父又は母とする。以下同じ。)が記名押印した誓約書(様式第3号)
- (2) 第6条第1項第1号又は第2項の規定により卒業見込証明書を提出した者は、卒業証明書
- (3) 戸籍抄本

(入学許可)

第9条 校長は、前条の手続を完了した者に入学許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(授業の方法)

第10条 大学校の授業は、講義、実験実習、演習若しくは実技又はこれらを併用することによって行うものとする。

(学習科目、単位数等)

第11条 学科の学習区分は、別表第3のとおりとし、学習科目並びにその単位数、時間数及び各年次ごとの編成は、校長が別に定める。

2 研究科の学習区分は、別表第4のとおりとし、学習科目並びにその単位数、時間数及び各年次ごとの編成は、学長が別に定める。

3 研究科における学習には、大学校の授業のほか、試験研究機関、民間企業等における校外の学習が含まれるものとする。

(単位の授与)

第12条 学校長は、学習科目を履修し、かつ、試験に合格した者に対し、所定の単位を与える。

(休学)

第13条 学科又は研究科に在学する者(以下「学生」という。)は、病気その他やむを得ない理由又は留学等修学上の理由により、3月を超えて休学しようとするときは、保証人と連署した休学願(様式第5号)を学校長に提出してその許可を受けなければならない。この場合において、休学が病気によるものであるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(復学)

第14条 前条の規定により休学している学生が、復学しようとするときは、保証人と連署した復学願(様式第6号)を学校長に提出してその許可を受けなければならない。この場合において、当該休学が病気によるものであったときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第15条 学生は、退学しようとするときは、保証人と連署した退学届(様式第7号)を学校長に提出しなければならない。

(卒業証書の授与)

第16条 学校長は、学生が所定の単位を修得したときは、学科又は研究科を卒業したことを認定するものとする。

2 学校長は、前項の認定をした学生に対し、卒業証書(様式第8号)を授与する。

(専門士)

第17条 学科又は研究科の卒業を認定された者は、専門士(農業専門課程)と称することができる。

(表彰)

第18条 学校長は、学業成績等が優秀で他の学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第19条 学校長は、学生が次のいずれかに該当する場合は、戒告、停学又は退学の処分をすることができる。

(1) 大学校の秩序を乱し、その他学生としてふさわしくない行為をしたとき。

(2) 正当の理由がなくて、出席が常でないとき。

2 前項に規定する停学処分の期間は、1年を限度とする。

(住所・氏名又は保証人の変更届)

第20条 学生は、住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名変更届(様式第9号)に住民票又は戸籍抄本を添えて、速やかに学校長に提出しなければならない。

2 学生は、保証人に変更があったときは、新たな保証人の承諾書を添えて、速やかに保証人変更届(様式第10号)を学校長に提出しなければならない。

第3章 短期の研修

(研修の種類)

第21条 条例第3条第3項に規定する短期の研修教育(以下「短期研修」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 就農希望者及び新規就農者に関する研修

- (2) 指導的農業者及び農業指導職員に関する研修
 - (3) 農業機械に関する研修
 - (4) 農業・農村の理解促進に関する研修
- (短期研修の種類の細目等)

第22条 短期研修の種類の細目、定員、修業期間その他研修の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(受講の手続)

第23条 短期研修を受講しようとする者は、所定の受講願を校長に提出しなければならない。

(受講許可)

第24条 校長は、前条の受講願を提出した者について、選考により研修の受講を許可するものとする。

(受講許可の取消し等)

第25条 校長は、短期研修を受講する者(以下「研修生」という。)が次のいずれかに該当する場合は、受講許可を取り消し、又は受講の一時停止を命ずることができる。

- (1) 大学校の秩序を乱し、その他研修生としてふさわしくない行為をしたとき。
- (2) 正当の理由がなくて、出席が常でないとき。

(修了証書の授与)

第26条 校長は、研修の課程を修了した者に修了証書(様式第11号)を授与することができる。

第4章 雜則

(損害の賠償等)

第27条 学生及び研修生は、故意又は過失により大学の施設、設備又は備品を滅失し、又は破損したときは、校長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に復さなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その全部又は一部を免除されることがある。

(学生寮等)

第28条 学科に入学した者は、入学後1年間は、大学付設の学生寮に入寮するものとする。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 学科に入学後1年を経過した者及び研究科に在学する者は、大学付設の学生寮に入寮することができるものとする。
- 3 前項に基づき、学生寮を利用しようとする者は、保証人とともに校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 研修生は、大学付設の宿泊施設を利用することができる。
- 5 前4項の学生寮及び宿泊施設の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第3条による文部科学大臣の告示があった日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この規則の施行の際に茨城県立農業大学校に在学する者は、茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成20年茨城県条例第12号)による改正後の条例による茨城県立農業大学校の相当学年に編入学したものとみなす。この場合において、編入学前に既に履修した単位については、専修学校の履修単位とみ

なす。

3 この規則の施行の日前に改正前の茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた申請又は届出は、この規則の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

別表第1(第3条第2項)

学 科	専攻コース
農学科	普通作コース
	露地野菜コース
	果樹コース
園芸学科	施設野菜コース
	花きコース

別表第2(第3条第3項)

作物コース
園芸コース
畜産コース

別表第3(第11条第1項)

学習区分と卒業単位数

学 科	専攻コース	知識・教養	生産技術	経営管理	環境保全	加工・流通・消費	合計
農 学 科	普通作	10単位以上	39単位以上	23単位以上	4 単位以上	4 単位以上	80単位以上
	露地野菜	10単位以上	39単位以上	23単位以上	4 单位以上	4 単位以上	
	果 樹	10単位以上	38単位以上	24単位以上	4 単位以上	4 単位以上	
畜産学科	—	10単位以上	44単位以上	19単位以上	3 単位以上	4 単位以上	2000時間以上
園芸学科	施設野菜	10単位以上	41単位以上	19単位以上	6 単位以上	4 単位以上	
	花 き	10単位以上	40単位以上	20単位以上	6 単位以上	4 単位以上	

別表第4(第11条第2項)

学習区分と卒業単位数

専攻コース		生産管理	経営管理	環境保全	加工・流通・消費	基礎的専門科目	合計
作 物		7 単位以上	57単位以上	6 単位以上	7 単位以上	—	77単位以上
園 芸	(野 菜)	7 単位以上	57単位以上	6 単位以上	7 単位以上	—	
	(果 樹)	7 単位以上	57単位以上	6 単位以上	7 単位以上	—	
	(花 き)	9 単位以上	57単位以上	6 単位以上	5 単位以上	—	1995時間以上
畜 産		10単位以上	57単位以上	4 単位以上	6 単位以上	—	2025時間以上

様式第1号(第6条第1項)

(表面)

茨城県収入証紙 はり付け欄(消印をしないこと。)

茨城県立農業大学校 入学願書		〔前 期〕 〔後 期〕				
氏名(ふりがな)						
男 女						
旧姓() 生年月日(年 月 日生)						
志望学科	第1志望					
	農学科	農学科				
	畜产学科	畜产学科				
本籍地	園芸学科					
	都道府県					
	都道府県					
現住所	区郡市					
	町村					
	番地					
電話番号	市外局番() - () 局					
	番					
学歴	年	月	日	立	中学校卒業	
				立	高校	科卒, 卒見込, 修, 修見込, 退()
						科卒, 卒見込, 修, 修見込, 退
検定資格免許	年	月	日	名 称		発行機関名
職歴	年	月	日			
選択科目		数学I 生物I 農業科学基礎 世界史B				

整 理 票	〔前期〕 〔後期〕
氏名	
本籍	
現住所	
選択科目	
数学I 生物I 農業科学基礎 世界史B	
第1志望	
農	農学科
畜	畜产学科
園	園芸学科
第2志望	
農	農学科
畜	畜产学科
園	園芸学科
志望学科	
※受験番号	

郵便はがき

所定の切手を
はり付けること。

--	--	--	--	--	--	--

都道
府県区郡
市町
村

番地

(

方)

殿

差出人 東茨城郡茨城町長岡4070番186
茨城県立農業大学校

受 驗 票

試験期日	月	日	午前	時から	時 分までに 受付してください。
試験場所	東茨城郡茨城町長岡4070番186 茨城県立農業大学校				
試験区分 (第1志望学科)	農	畜 産	園 芸	※ 受験番号	

記入上の注意

- かい書で丁寧に記入してください。
なお、数字は算用数字を使ってください。
- ※欄を除き、入学願書〔前期〕、〔後期〕、整理票〔前期〕及びはがきのすべての欄に記入してください。
なお、志望学科、選択科目、営農の状況欄等については、該当するものを○で囲んでください。
- 本籍は、都道府県のみを記入してください。
- 現住所欄には、下宿、間借り等をしている場合は、必ず○○方を記入してください。
- 学歴欄の()内には、全日制、定時制、通信制の別をそれぞれ全、定、通と記入してください。

裏面へ

受 驗 者 心 得

- 1 試験当日は、必ず本票と筆記用具(鉛筆、消しゴム)、弁当、上履きを持参してください。
- 2 試験中は、受験票を係員の見やすいように机上に置いてください。
- 3 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

~~~~~

## 試 驗 場 所 略 図

## 試 驗 場 所

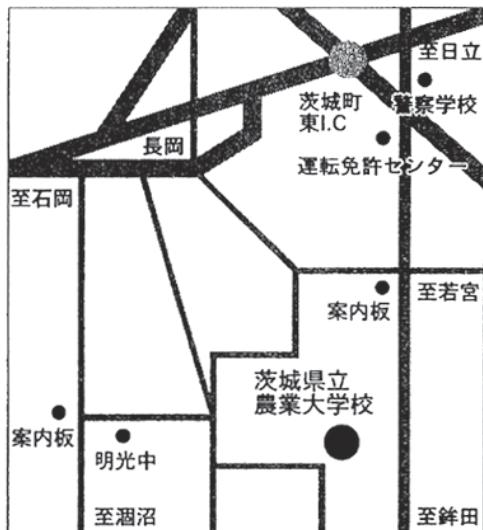
## 交 通

## 関東鉄道バス

- ・水戸駅から「運転免許センター」行  
終点下車約2.5km 徒歩30分
- ・水戸駅から「奥の谷坂上」「茨城町役場」「小川」「石岡」「鉢田」行、  
長岡坂下下車約2.5km  
徒歩30分

## 北関東自動車道

茨城町東インターから5km



- 6 家庭の状況欄は、父母及び兄弟姉妹について願書提出日現在で記入してください。

続柄欄は、本人からみた続柄を記入してください。

職業・勤務先欄は、例えば、自営・農業、会社員・○○製作所、公務員・○○市役所、高校生・○○高校のように記入してください。

健康状態欄は、健康、病弱の別を記入してください。

- 7 願書提出後現住所を変更したときは、直ちに大学校あて連絡してください。

(裏面)

写真貼付  
(上半身無帽正面 5 cm × 5 cm)

顔面の小さいもの  
不鮮明なもの  
} は不適当です。

出身校名

氏名

| 家庭の状況 | 続柄  | 氏名                                                                                   | 年齢 | 職業・勤務先 | 健康・その他 |
|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|--------|
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
|       |     |                                                                                      |    |        |        |
| 営農の状況 | 面積等 | 水田 ( a ) • 畑 ( a ) • 山林 ( a )<br>園芸施設 (ハウス等) ( m <sup>2</sup> )<br>家畜飼育 (種類) ( 頭羽数 ) |    |        |        |
|       | 経営  | ・該当するものを○で囲んでください。<br>専業 兼業 非農家<br>主な経営部門<br>水稻, 麦, 野菜, 果樹, 花き, 酪農, 養豚, 養鶏, 養蚕       |    |        |        |

以上記載内容に相違ありません

年 月 日

受験者氏名 \_\_\_\_\_

茨城県立農業大学校長 殿

様式第1号の2(第6条第1項)

(表面)

茨城県収入証紙  
はり付け欄(消印をしないこと。)

## 茨城県立農業大学校 推薦入学願書

※受験番号( )

氏名(ふりがな) 男 女

旧姓( ) 生年月日( 年 月 日生)

|                     |                   |   |      |      |       |    |  |       |
|---------------------|-------------------|---|------|------|-------|----|--|-------|
| 志望学科                | 第1志望              |   |      |      | 第2志望  |    |  |       |
|                     | 農学科               |   |      |      | 農学科   |    |  |       |
|                     | 畜产学科              |   |      |      | 畜产学科  |    |  |       |
| 園芸学科                |                   |   |      | 園芸学科 |       |    |  |       |
| 本籍地                 | 都道府県              |   |      |      |       |    |  |       |
|                     | 現住所               |   | 都道府県 | 区郡市  | 町村    | 番地 |  |       |
| 電話番号 市外局番( )ー( )局 番 |                   |   |      |      |       |    |  |       |
| 学歴                  | 年                 | 月 | 日    | 立    |       |    |  | 中学校卒業 |
|                     | 年                 | 月 | 日    | 立    |       |    |  | 高校    |
| 検定資格免許              | 科卒業見込( )<br>科修了見込 |   |      |      | 発行機関名 |    |  |       |
|                     | 名称                |   |      |      |       |    |  |       |

|      |      |      |      |      |       |
|------|------|------|------|------|-------|
| 氏名   | 第1志望 |      | 第2志望 |      | ※受験番号 |
|      | 農学科  | 畜产学科 | 農学科  | 畜产学科 |       |
| 本籍   | 畜产学科 | 園芸学科 | 畜产学科 | 園芸学科 |       |
|      | 園芸学科 |      |      |      |       |
| 現住所  |      |      |      |      |       |
| 志望学科 |      |      |      |      |       |

## 郵 便 は が き

所定の切手を  
はり付けること。

|  |  |  |   |  |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|--|--|
|  |  |  | — |  |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|--|--|

都道  
府県区郡  
市町  
村

番地

(

方)

殿

差出人 東茨城郡茨城町長岡4070番186  
茨城県立農業大学校

推

## 受 驗 票

|                  |                                |   |    |     |                       |
|------------------|--------------------------------|---|----|-----|-----------------------|
| 試験期日             | 月                              | 日 | 午前 | 時から | 時 分までに<br>〔受付してください。〕 |
| 試験場所             | 東茨城郡茨城町長岡4070番186<br>茨城県立農業大学校 |   |    |     |                       |
| 試験区分<br>(第1志望学科) | 農                              | 畜 | 園  | 芸   | * 受験番号                |

## 記入上の注意

- かい書で丁寧に記入してください。  
なお、数字は算用数字を使ってください。
- \*欄を除き、推薦入学願書、整理票及びはがきのすべての欄に記入してください。  
なお、志望学科、営農の状況欄等については、該当するものを○で囲んでください。
- 本籍は、都道府県のみを記入してください。
- 現住所欄には、下宿、間借り等をしている場合は、必ず○○方を記入してください。
- 学歴欄の( )内には、全日制、定時制、通信制の別をそれぞれ全、定、通と記入してください。

裏面へ

## 受 驗 者 心 得

- 1 試験当日は、必ず本票と筆記用具（鉛筆、消しゴム）、弁当、上履きを持参してください。
- 2 試験中は、受験票を係員の見やすいように机上に置いてください。
- 3 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

~~~~~

試 驗 場 所 略 図

試 驗 場 所

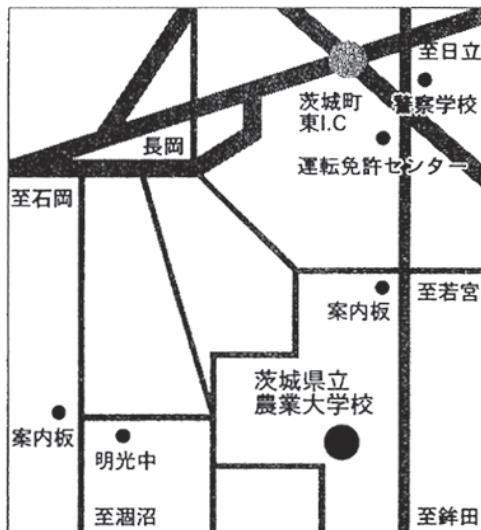
交 通

関東鉄道バス

- ・水戸駅から「運転免許センター」行
終点下車約2.5km 徒歩30分
- ・水戸駅から「奥の谷坂上」「茨城町役場」「小川」「石岡」「鉢田」行、
長岡坂下下車約2.5km
徒歩30分

北関東自動車道

茨城町東インターから 5 km



- 6 家庭の状況欄は、父母及び兄弟姉妹について願書提出日現在で記入してください。

続柄欄は、本人からみた続柄を記入してください。

職業・勤務先欄は、例えば、自営・農業、会社員・○○製作所、公務員・○○市役所、高校生・○○高校のように記入してください。

健康状態欄は、健康、病弱の別を記入してください。

- 7 願書提出後現住所を変更したときは、直ちに大学校あて連絡してください。

(裏面)

写真貼付
(上半身無帽正面 5 cm × 5 cm)

顔面の小さいもの
不鮮明なもの
} は不適当です。

出身校名

氏名

家庭の状況	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先	健康・その他
営農の状況	面積等	水田 (a) • 畑 (a) • 山林 (a) 園芸施設 (ハウス等) (m ²) 家畜飼育 (種類) (頭羽数)			
	経営	・該当するものを○で囲んでください。 専業 兼業 非農家 主な経営部門 水稻, 麦, 野菜, 果樹, 花き, 酪農, 養豚, 養鶏, 養蚕			

以上記載内容に相違ありません

年 月 日

受験者氏名 _____

茨城県立農業大学校長 殿

様式第2号(第6条第2項)

(表面)

茨城県収入証紙
はり付け欄(消印をしないこと。)

茨城県立農業大学校 入学願書(研究科)

※受験番号()

氏名(ふりがな) 男 女

旧姓() 生年月日(年 月 日生)

試験区分	研究科	作物コース・園芸コース 畜産コース
本籍地		都道 府県
現住所	〒 都道 府県	区郡 市 町 村 番地

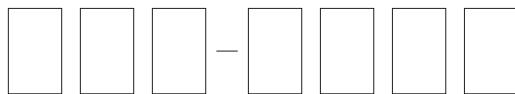
電話番号 市外局番()ー()局 番

学歴	年	月	日	立	中学校卒業
				立	高校 科卒業, 卒業見込, 退()
職歴	年	月	日	立	科卒業, 卒業見込, 退 科終了, 終了見込

整 理 票 (研究科)	氏名
本籍	現住所
研究科	作物コース 園芸コース 畜産コース
	※受験番号

郵便はがき

所定の切手を
はり付けると。
と。

都道
府県区郡
市町
村

番地

(

方)

殿

差出人 東茨城郡茨城町長岡4070番186
茨城県立農業大学校

受 驗 票

試験期日	月 日 午前 時から	時 分までに 受付してください。
試験場所	東茨城郡茨城町長岡4070番186 茨城県立農業大学校	
試験区分	研 究 科	* 受験番号

記入上の注意

- かい書で丁寧に記入してください。
なお、数字は算用数字を使ってください。
- *欄を除き、入学願書(研究科)、整理票及びはがきのすべての欄に記入してください。
なお、志望コース、営農の状況欄等については、該当するものを○で囲んでください。
- 本籍は、都道府県のみを記入してください。
- 現住所欄には、下宿、間借り等をしている場合は、必ず○○方を記入してください。
- 学歴欄の()内には、全日制、定時制、通信制の別をそれぞれ全、定、通と記入してください。

裏面へ

受 驗 者 心 得

- 1 試験当日は、必ず本票と筆記用具（鉛筆、消しゴム）、弁当、上履きを持参してください。
- 2 試験中は、受験票を係員の見やすいように机上に置いてください。
- 3 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

~~~~~

## 試 驗 場 所 略 図

## 試 驗 場 所

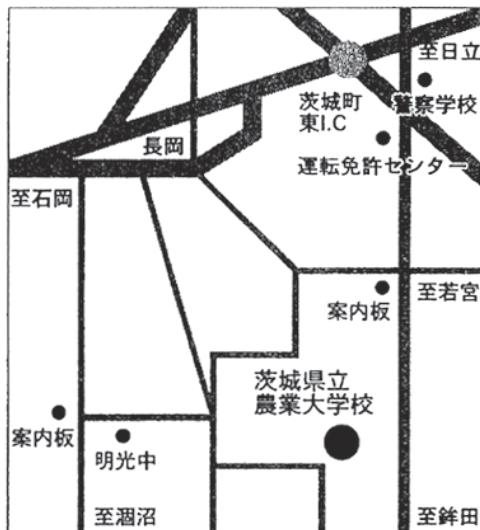
## 交 通

## 関東鉄道バス

- ・水戸駅から「運転免許センター」行  
終点下車約2.5km 徒歩30分
- ・水戸駅から「奥の谷坂上」「茨城町役場」「小川」「石岡」「鉢田」行、  
長岡坂下下車約2.5km  
徒歩30分

## 北関東自動車道

茨城町東インターから 5 km



- 6 家庭の状況欄は、父母及び兄弟姉妹について願書提出日現在で記入してください。

続柄欄は、本人からみた続柄を記入してください。

職業・勤務先欄は、例えば、自営・農業、会社員・○○製作所、公務員・○○市役所、高校生・○○高校のように記入してください。

健康状態欄は、健康、病弱の別を記入してください。

- 7 願書提出後現住所を変更したときは、直ちに大学校あて連絡してください。

(裏面)

氏名

出身校名

写真貼付  
(上半身無帽正面 5 cm × 5 cm)

顔面の小さいもの  
不鮮明なもの  
} は不適当です。

|       | 続柄  | 氏名                                                                                 | 年齢 | 職業・勤務先 | 健康・その他 |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|--------|
| 家庭の状況 |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
|       |     |                                                                                    |    |        |        |
| 営農の状況 | 面積等 | 水田 ( a ) ・畑 ( a ) ・山林 ( a )<br>園芸施設 (ハウス等) ( m <sup>2</sup> )<br>家畜飼育 (種類) ( 頭羽数 ) |    |        |        |
|       | 経営  | ・該当するものを○で囲んでください。<br>専業 兼業 非農家<br>主な経営部門<br>水稻, 麦, 野菜, 果樹, 花き, 酪農, 養豚, 養鶏, 養蚕     |    |        |        |

以上記載内容に相違ありません

年 月 日

受験者氏名 \_\_\_\_\_

茨城県立農業大学校長 殿

様式第3号(第8条)

誓 約 書

この度、貴大学校に入学を許可されましたうえは、大学校の規則を守り勉学に専念することを誓います。

本 籍

住 所

本 人 氏名

印

年 月 日生

上記の者が、この度、貴大学校に入学を許可されましたうえは、本人の在学中はもとより、大学校を離れた後も、在学中に係る事件については、一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

本 籍

住 所

本人との続柄又は関係

職 業

保証人 氏名

印

年 月 日生

茨城県立農業大学校長 殿

様式第4号(第9条)

入 学 許 可 書

受験番号 番

氏 名

(生年月日) 年 月 日

あなたは 年度茨城県立農業大学校 科の入学試験に合格したので、入学を許可する。

年 月 日

茨城県立農業大学校長  印

様式第5号(第13条)

## 休 学 願

年 月 日

茨城県立農業大学校長 殿

学科又は研究科及び年次 科 年  
氏 名 印保 証 人  
住 所  
氏 名 印期 間  
年 月 日から  
年 月 日まで

理 由

様式第6号(第14条)

復 学 願

年 月 日

茨城県立農業大学校長 殿

学科又は研究科及び年次 科 年  
氏 名 印

保 証 人  
住 所  
氏 名 印

休学年月日 年 月 日から

復学年月日 年 月 日から

理 由

添付書類

休学理由が消滅したことを証明する書類

様式第7号(第15条)

## 退 学 届

年 月 日

茨城県立農業大学校長 殿

学科又は研究科及び年次 科 年  
氏 名 印保 証 人  
住 所  
氏 名 印

退学年月日 年 月 日

理 由

様式第8号(第16条第2項)

第 号

卒 業 証 書

氏 名

年 月 日生

本大学校 の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、専門士(農業専門課程)  
と称することを認める。

年 月 日

茨城県立農業大学校長 印

様式第9号(第20条第1項)

## 住 所・氏 名 变 更 届

年 月 日

茨城県立農業大学校長 殿

学科又は研究科及び年次 科 年  
氏 名 印

| 変更の種類 | 住 所 | 氏 名 |
|-------|-----|-----|
| 新     |     |     |
| 旧     |     |     |
| 理 由   |     |     |

注 「変更の種類」は、該当する欄にレをすること。

様式第10号(第20条第2項)

## 保 証 人 变 更 届

年 月 日

茨城県立農業大学校長 殿

学科又は研究科及び年次 科 年  
氏 名 .....<sup>印</sup>

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 新   | 本 籍                        |
|     | 住 所                        |
|     | 本人との続柄又は関係                 |
|     | 職 業                        |
|     | 氏 名 <sup>印</sup><br>年 月 日生 |
| 旧   | 本 籍                        |
|     | 住 所                        |
|     | 本人との続柄又は関係                 |
|     | 職 業                        |
|     | 氏 名 <sup>印</sup><br>年 月 日生 |
| 理 由 |                            |

様式第11号(第26条)

第 号

修 了 証 書

氏 名

年 月 日生

本校所定の に関する研修を修了したことを証する。

年 月 日

茨城県立農業大学校長 印

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会規則第9号

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月4日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)を次のように改める。

## 別表第2

## (1) 交番の名称、位置及び所管区

| 署名 | 名称      | 位置        | 所管区                                                                                                              |
|----|---------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水戸 | 末広町交番   | 水戸市末広町二丁目 | 水戸市上水戸一、二、三、四丁目、文京一、二丁目、袴塚一、二、三丁目、末広町一、二、三丁目、愛宕町、松本町、曙町、八幡町、ちとせ一、二丁目                                             |
|    | 大工町交番   | 水戸市大工町一丁目 | 水戸市栄町一、二丁目、新荘一、二、三丁目、金町一、二、三丁目、大工町一、二、三丁目、泉町一、二、三丁目、五軒町一、二、三丁目、緑町一、二、三丁目、常磐町一、二丁目、元山町一、二丁目、天王町、根本二、三、四丁目、根本町、常磐町 |
|    | 水戸駅北口交番 | 水戸市宮町一丁目  | 水戸市梅香一、二丁目、備前町、南町一、二、三丁目、大町一、二、三丁目、北見町、宮町一(常磐線北側)、二、三丁目、三の丸一、二、三丁目、水府町、千波町(南台)、青柳町、柳河町、根本一丁目                     |
|    | 東台交番    | 水戸市東台一丁目  | 水戸市東台一、二丁目、東桜川、浜田一、二丁目、若宮一、二丁目、柳町一、二丁目、本町一、二、三丁目、城東一、二、三、四、五丁目、紺屋町、藤柄町、朝日町、瓦谷、吉田、浜田町、若宮町、吉沼町、渋井町、東大野、中大野、西大野、坏大野 |
|    | 石川町交番   | 水戸市石川三丁目  | 水戸市西原一、二、三丁目、自由が丘、新原一、二丁目、松が丘一、二丁目、東原一、二、三丁目、石川一、二、三、四丁目、石川町、田野町、堀町(旧茨城交通鉄道以西)、東赤塚、姫子一丁目                         |
|    | 千波町交番   | 水戸市千波町    | 水戸市千波町(舟付、払沢、福沢を除く。国道50号線北側)、笠原町(国道50号線北側)、見川町の一部                                                                |
|    | 赤塚駅前交番  | 水戸市河和田一丁目 | 水戸市赤塚一、二丁目、河和田一、二、三丁目、姫子二丁目、中丸町、大塚町、金谷町                                                                          |

|                |         |            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 水戸駅南口交番 | 水戸市桜川一丁目   | 水戸市城南一, 二, 三丁目, 桜町一, 二, 三丁目, 宮町一丁目(常磐線南側), 桜川一, 二丁目, 中央一, 二丁目, 白梅一, 二, 三, 四丁目, 千波町(舟付, 沢, 福沢), 元吉田町(国道50号線北側), 宮内町, 元台町                                                                                                                                         |
|                | 見川交番    | 水戸市見川五丁目   | 水戸市見川一, 二, 三, 四, 五丁目, 見川町(丹下), 見和一, 二, 三丁目, 薩場町, 河和田町, 飯島町                                                                                                                                                                                                      |
|                | 酒門交番    | 水戸市酒門町     | 水戸市住吉町, 酒門町, 元石川町, 谷田町, けやき台一, 二, 三丁目, 元吉田町(国号50号線南側), 百合が丘町, 栗崎町, 六反田町                                                                                                                                                                                         |
|                | 県庁前交番   | 水戸市笠原町     | 水戸市笠原町(国道50号線南側), 平須町, 小吹町, 東野町, 吉沢町, 米沢町, 見川町の一部, 千波町(国道50号線南側)                                                                                                                                                                                                |
| ひた<br>ちな<br>か西 | 勝田駅前交番  | ひたちなか市勝田中央 | ひたちなか市はしかべ一, 二丁目, 長堀町一, 二, 三丁目, 笹野町一, 二, 三丁目, 大平一, 二, 三, 四丁目, 東石川一, 二, 三丁目, 東大島一, 二, 三, 四丁目, 西大島一, 二, 三丁目, 堂端一, 二丁目, 外野一, 二丁目, 松戸町一, 二, 三丁目, 共栄町, 勝田中央, 石川町, 青葉町, 元町, 春日町, 表町, 勝田泉町, 大成町, 小砂町一丁目, 東石川, 勝倉(常磐線東側), 金上, 三反田(新堀団地), 中根(六ツ野, 市道西中根田彦線西側), 武田(常磐線東側) |
|                | 市毛交番    | ひたちなか市大字市毛 | ひたちなか市武田(常磐線西側), 津田, 津田東一, 二, 三, 四丁目, 市毛, 堀口, 枝川, 田彦, 勝倉(常磐線西側), 勝田中原町, 勝田本町, 後台                                                                                                                                                                                |
|                | 佐和交番    | ひたちなか市大字高場 | ひたちなか市高野, 足崎, 高場, 稲田, 佐和                                                                                                                                                                                                                                        |
|                | 馬渡交番    | ひたちなか市大字馬渡 | ひたちなか市中根(六ツ野, 市道西中根田彦線西側を除く。), 三反田(新堀団地を除く。), 馬渡, 長砂, 新光町の一部, 後野一, 二丁目, 上野二丁目                                                                                                                                                                                   |
| 日立             | 日高交番    | 日立市日高町三丁目  | 日立市小木津町, 小木津町一, 二, 三, 四, 五丁目, 相田町一, 二, 三丁目, 田尻町, 田尻町一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 日高町一, 二, 三, 四, 五丁目, 砂沢町, 折笠町, かみあい町一, 二, 三丁目, 折笠町一丁目                                                                                                                                 |
|                | 公園口交番   | 日立市宮田町五丁目  | 日立市神峰町三, 四丁目, 白銀町一, 二, 三丁目, 宮田町, 宮田町一, 二, 三, 四, 五丁目, 本宮町一, 三丁目, 滑川町, 滑川町一, 二, 三丁目, 東滑川町一, 二, 三, 四, 五丁目, 滑川本町一, 二, 三, 四, 五丁目                                                                                                                                     |

|    |        |            |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | うさぎ平交番 | 日立市会瀬町四丁目  | 日立市城南町一, 二, 三, 四, 五丁目, 助川町, 助川町一, 二, 三, 四, 五丁目, 会瀬町一, 二, 三, 四丁目, 中成沢町一, 二丁目, 西成沢町一丁目, 高鈴町一, 二, 三, 四, 五丁目                                                                                                                                                |
|    | 日立駅前交番 | 日立市平和町一丁目  | 日立市相賀町, 幸町一, 二, 三丁目, 旭町一, 二, 三丁目, 若葉町一, 二, 三丁目, 平和町一, 二丁目, 東町一, 二, 三, 四丁目, 弁天町一, 二, 三丁目, 本宮町二, 四, 五丁目, 鹿島町一, 二, 三丁目, 神峰町一, 二丁目                                                                                                                          |
|    | 鮎川町交番  | 日立市鮎川町四丁目  | 日立市西成沢町二, 三, 四丁目, 鮎川町一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 中成沢町三, 四丁目, 東成沢町一, 二, 三丁目, 国分町一, 二, 三丁目, 成沢町                                                                                                                                                                   |
|    | 多賀町交番  | 日立市末広町一丁目  | 日立市末広町一, 二, 三, 四, 五丁目, 中丸町一, 二丁目, 諏訪町, 諏訪町一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 桜川町一, 二, 三, 四丁目, 千石町一, 二, 三, 四丁目, 多賀町一, 二, 三, 四, 五丁目, 東多賀町一, 二, 三, 四, 五丁目, 大久保町, 大久保町一, 二, 三, 四, 五丁目, 東金沢町一, 二, 三, 四, 五丁目, 金沢町, 金沢町一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 壇山町一, 二丁目                       |
|    | 大みか交番  | 日立市大みか町二丁目 | 日立市大みか町一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 水木町一, 二丁目, 森山町, 森山町一, 二, 三, 四, 五丁目, みかの原町一, 二丁目, 大沼町, 大沼町一, 二, 三, 四丁目, 東大沼町一, 二, 三, 四丁目, 台原町一, 二, 三丁目                                                                                                                     |
| 高萩 | 高萩駅前交番 | 高萩市大字高萩    | 高萩市東本町一, 二, 三, 四丁目, 肥前町一, 二丁目, 有明町一, 二, 三丁目, 大和町一, 二, 三, 四丁目, 高浜町一, 二, 三丁目, 春日町一, 二, 三丁目, 本町一, 二, 三, 四丁目, 安良川, 島名(向洋地区を除く。), 下手綱, 高戸, 赤浜, 高萩(和野を除く。), 石滝                                                                                                |
| 鹿嶋 | 宮中交番   | 鹿嶋市宮中三丁目   | 鹿嶋市宮中, 宮中一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, 城山一, 二, 四丁目, 佐田, 下塙, 下津, 粟生, 木滝, 光, 泉川, 国末, 谷原, 鰐川, 長栖, 大船津, 瓜木, 須賀, 沼尾, 田野辺, 根三田, 山之上, 猿田, 田谷, 清水, 神向寺, 明石, 小宮作, 港ヶ丘, 港ヶ丘一, 二丁目, 木滝佐田谷原入会, 神野一, 二, 三, 四丁目, 高天原一, 二丁目, 宮下一, 二, 三丁目, 鉢形, 平井, 旭ヶ丘一, 二丁目, 神栖町居切(居切浜), 光 |

|     |        |            |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 知手浜交番  | 神栖市知手中央三丁目 | 神栖市知手中央一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八, 九, 十丁目, 知手, 奥野谷のうち奥野谷浜, 日川, 深芝のうち深芝浜(神之池地区交番の所管区を除く。), 横瀬, 東和田, 南浜, 北浜                                                                                                               |
| 竜ヶ崎 | 佐貫駅前交番 | 竜ヶ崎市佐貫一丁目  | 竜ヶ崎市南中島町, 若柴町, 川崎町, 長山一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, 松葉一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 小柴一, 二, 三, 四, 五丁目, 佐貫町, 佐貫一, 二, 三, 四丁目, 稗柄町, 小通幸谷町, 庄兵衛新田町, 飼柴町, 平台一, 二, 三, 四, 五丁目, 門倉新田町, 入地町, 川原代町                                          |
|     | たつのこ交番 | 竜ヶ崎市中里二丁目  | 竜ヶ崎市八代町, 羽原町, 城ノ内一, 二, 三, 四, 五丁目, 別所町, 中里一, 二, 三丁目, 貝原塚町, 藤ヶ丘一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 松ヶ丘一, 二, 三, 四丁目, 薄倉町, 泉町, 向陽台一, 二, 三, 四, 五丁目, 塗戸町, 高作町, 半田町, 長峰町, 白羽一, 二, 三, 四丁目, 板橋町, 大塚町, 中根台一, 二, 三, 四, 五丁目, 久保台一, 二, 三, 四丁目 |
| 牛久  | 牛久駅前交番 | 牛久市牛久町     | 牛久市牛久町, 南一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 城中町, 新地町, 田宮町, 田宮町番外, 田宮二, 三丁目, 中央五丁目, 刃谷町一, 二, 三, 四, 五丁目, 遠山町, 庄兵衛新田町                                                                                                              |
| 土浦  | 真鍋町交番  | 土浦市真鍋三丁目   | 土浦市常名, 並木一, 二, 三, 四丁目, 都和一, 二, 三丁目, 真鍋, 殿里, 木田余, 中貫, 小山崎, 今泉, 東真鍋町, 西真鍋町, 真鍋新町, 真鍋一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 立田町, 城北町, 中央二丁目, 湖北一, 二丁目, 中都町一, 二, 三, 四丁目, 笠師町                                                               |
|     | 土浦駅前交番 | 土浦市有明町     | 土浦市川口一, 二丁目, 東崎町, 大和町, 港町一, 二, 三丁目, 有明町, 蓮河原町, 蓮河原新町, 小松一, 二(13番, 14番を除く。), 三丁目, 小松ヶ丘町(4番を除く。), 富士崎一, 二丁目, 桜町一, 二, 三丁目, 千鳥ヶ丘町                                                                                       |
|     | 文京町交番  | 土浦市文京町     | 土浦市桜町四丁目, 生田町, 中央一丁目, 大町, 大手町, 文京町, 千束町, 上高津, 上高津新町, 中高津一, 二, 三丁目, 国分町, 下高津一, 二, 三, 四丁目, 天川一, 二丁目, 田中一, 二, 三丁目, 宮塚, 矢作, 飯田, 佐野子, 粕毛, 虫掛                                                                             |

|               |         |           |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|---------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石岡            | 石岡駅前交番  | 石岡市国府一丁目  | 石岡市国府一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 府中一, 二, 三, 四, 五丁目, 若宮一, 二, 三, 四丁目, 総社一, 二丁目, 若松一, 二, 三丁目, 鹿の子一, 二, 三, 四丁目, 北府中一, 二, 三丁目, 貝地一, 二丁目, 茨城一, 二, 三丁目, 田島一, 二丁目, 谷向町, 柏原町, 正上内, 並木, 村上, 染谷, 石岡, 半ノ木, 根当, 池の台, 栄松, 墓石沢, 大砂, 杉並一, 二, 三, 四丁目, 泉町, 杉の井, 荒金, 行里川, 東府中, 八軒台, 柏原 |
| つく<br>ば中<br>央 | 並木交番    | つくば市並木四丁目 | つくば市千現一, 二丁目, 並木一, 二, 三, 四丁目, 梅園一丁目, 上ノ室, 大角豆の一部, 上広岡, 下広岡, 倉掛, 東一丁目, 吉瀬                                                                                                                                                                                       |
|               | 松代交番    | つくば市松代四丁目 | つくば市八幡台, 大わし, 東新井, 二の宮一, 二, 三, 四丁目, 西郷, 北郷, 西原, 松代一, 二, 三, 四, 五丁目, 西平塚, 東平塚, 下平塚, 葛城根崎, 労間, 原, 西大橋, 西岡, 島, 山中, 新井, 柳橋, 大白砦, 平, 小野崎, 手代木, 松野木, 上原, 西大沼                                                                                                          |
|               | つくば駅前交番 | つくば市吾妻二丁目 | つくば市天王台一, 二, 三丁目, 天久保一, 二, 三, 四丁目, 吾妻一, 二, 三, 四丁目, 竹園一, 二, 三丁目, 春日一, 二, 三, 四丁目, 妻木, 東岡, 花室                                                                                                                                                                     |
|               | 赤塚交番    | つくば市東二丁目  | つくば市高野台二, 三丁目, 藤本, 小野川, 長峰, 稲荷前, 東二丁目, 梅園二丁目, 中内, 館野, 榎戸, 北中妻, 赤塚, 下原, 梶内, 南中妻, 下横場, 稲岡, 北中島, 市之台, 新牧田, 大角豆の一部                                                                                                                                                 |
| つく<br>ば北      | 筑穂交番    | つくば市筑穂一丁目 | つくば市大曾根, 筑穂一, 二, 三丁目, 若森, 佐, 玉取, 蓮沼, 要, 花畠一, 二, 三丁目, 立原, 南原, 西沢, 大穂, 本沢, 鹿島台                                                                                                                                                                                   |
| 筑西            | 下館駅前交番  | 筑西市丙      | 筑西市甲, 乙, 丙, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 下岡崎, 塚原, 下中山, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 稲野辺, 二木成, 一本松, 石原田, 谷中, 中館, 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目, 下岡崎一, 二, 三丁目, 嘉家佐和, 飯田, 旭ヶ丘                                                                                                                        |
|               | 玉戸交番    | 筑西市玉戸     | 筑西市玉戸, 幸町一, 二, 三丁目, 西方, 野殿, 下野殿, 小川, 伊讚美, 伊佐山, 下川島, 女方, 布川, 西大島, 栗島, 笹塚, 神分, 飯島, 下平塚, 掉ヶ島, 森添島, 山崎, 五所宮, 西山田, 下江連, 大谷, 上平塚, 子思儀, 小塙, 灰塚                                                                                                                        |

|    |        |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|--------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 結城 | 大町交番   | 結城市結城      | 結城市結城(大町, 西の宮, 木町, 浦町, 立町, 肝入町, 国府町, 西町, 永横町, 白銀町, 陣屋町, 大切町, 戸張町, 塔の下, 番匠町, 観音町, 健田, 見晴町, 見晴町一丁目, 本町, 戸野町, 曾我殿台, 大谷瀬, 大谷瀬町, 鉄砲宿, 人手町, 宮の下, 上小塙, 下小塙, 下り松, 辻堂, 松木合, 栄町, 鍛冶町, 神明町, 玉岡町, 御朱印町, 穀町, 紺屋町, 新福寺, 大橋町, 城の内, 城南町一, 二丁目, 四ツ京, 富士見町, 逆井, 川木谷, 上の宮, 公達, 繁昌塚), 五助, 大谷瀬, みどり町一, 二丁目, 富士見町三, 四丁目, 川木谷一, 二丁目, 小田林(立の山, 上海道, 寺内, 本田, 仁軒地, 古新田, 猿内, 下の宮, 善長寺, 黒田), 結城作(作の谷, 小松町) |
| 古河 | 古河駅前交番 | 古河市本町一丁目   | 古河市静町, 常磐町, 北町, 平和町, 松並一, 二丁目, 東二丁目, 横山町一, 二, 三丁目, 宮前町, 本町一, 二, 三, 四丁目, 大手町, 西町, 錦町, 中央町一, 二, 三丁目, 桜町                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 下山交番   | 古河市東三丁目    | 古河市緑町, 三杉町一, 二丁目, 雷電町, 東一, 三, 四丁目, 東本町一, 二, 三, 四丁目, 下山町, 南町, 旭町一, 二丁目, 古河                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 鴻巣交番   | 古河市鴻巣      | 古河市鴻巣, 原, 坂間, 茶屋新田, 中田新田, 鳥喰, 三和, 新久田, 駒ヶ崎, 牧野地, 原町, 幸町, 長谷町, けやき平一, 二丁目, 立崎, 長谷                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取手 | 取手駅前交番 | 取手市中央町     | 取手市中央町, 取手一, 二, 三丁目, 新町一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 白山一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, 井野一丁目, 井野台一, 二, 三, 四, 五丁目, 台宿一, 二丁目, 東一, 二, 三, 四, 五丁目, 駒場一, 二, 三, 四丁目, 稲, 取手, 西一, 二丁目, 本郷一, 二, 三, 四, 五丁目, 中原町, 寺田                                                                                                                                                                                       |
|    | 井野交番   | 取手市井野団地    | 取手市井野団地, 桑原, 井野, 井野二, 三丁目, 青柳, 青柳一丁目, 吉田, 台宿(新道), 小堀, 取手(小堀脇), 東六丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|    | 戸頭交番   | 取手市戸頭四丁目   | 取手市戸頭一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八, 九丁目, 市之代, 貝塚, 上高井, 下高井, 野々井, 米ノ井, 新取手一, 二, 三, 四, 五丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 久保ヶ丘交番 | 守谷市久保ヶ丘一丁目 | 守谷市立沢, 大山新田, 板戸井, 大木, 緑一, 二丁目, 御所ヶ丘一, 二, 三, 四, 五丁目, 久保ヶ丘一, 二, 三, 四丁目, 松前台一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 薬師台一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目                                                                                                                                                                                                                                                       |

|       |            |                                                                                      |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 南守谷交番 | 守谷市けやき台二丁目 | 守谷市小山, 高野, 鈴塚, みずき野一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, けやき台一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 美園一, 二, 三丁目, 乙子 |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2(2)中「駐在所名称, 位置, 所管区」を「駐在所の名称, 位置及び所管区」に改め, 同表竜ヶ崎の部半田駐在所及び貝原塚駐在所の項を削る。

#### 附 則

この規則は, 平成20年9月9日から施行する。

## 告 示

#### 茨城県告示第1186号

民法施行法(明治31年法律第11号)第25条第1項の規定に基づき, 次のとおり公示送達する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

所在不明。ただし, 住民票の住所は龍ヶ崎市3992番地

特定非営利活動法人 アンブル・ウェルネス 代表者 山村 英司

#### 2 公示事項

平成15年10月7日付け生文指令第89号で認証した特定非営利活動法人アンブル・ウェルネスの設立の認証については, 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第29条第1項に基づく事業報告書等が3年以上にわたり提出されていないため, 平成20年8月18日同法第43条第1項の規定により取り消した。

当該指令文書の謄本は, 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室において保管し, いつでもこれを交付するから特定非営利活動法人アンブル・ウェルネス代表者山村英司は県民運動推進室に出頭のうえ受領されたい。

#### 茨城県告示第1187号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー堀口店

ひたちなか市勝田中原町3-8 外

##### (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成20年6月12日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時45分

(変更後) 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時～午後9時

(変更後) 午前9時～午後10時15分

(3) 届出年月日

平成20年5月29日

2 市町村の意見

| 市町村名   | 意見の概要                          | 理由                     |
|--------|--------------------------------|------------------------|
| ひたちなか市 | ・搬出入車両や来客車両のアイドリングストップを徹底すること。 | ・周辺地域の良好な生活環境の保持を図るため。 |

~~~~~

茨城県告示第1188号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん岩井店

坂東市岩井字四ツ家東裏2760番1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成20年4月21日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,031m²

(変更後) 2,564m²

(イ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 839m²

(変更後) 378m²

(3) 届出年月日

平成20年4月4日

2 市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
坂東市	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地内における機器(空調室外機等)のメンテナンスを十分に行い、消耗に伴う騒音値増とならないよう、適切な対策を講じられたい。 ・来客自動車の自動車走行音の騒音値増について適切な対策を講じられたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗面積拡張により、空調室外機等が新たに設置され、また、来客自動車台数の増が見込まれることによる自動車走行音の騒音値が基準値を超える場合があることが予測されるため。

~~~~~

## 茨城県告示第1189号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

別表1中「0.50%」を「0.45%」に改める。

別表2中「1.9%」を「1.8%」に改める。

## 付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年8月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

~~~~~

茨城県告示第1190号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

日立市十王町高原字川向379

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1191号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

笠間市笠間字堂場3969の1, 字桜峯3977の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

## 茨城県告示第1192号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

笠間市上郷字滝入2881, 2882の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

茨城県告示第1193号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成20年7月29日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業(かんが

い排水) 上太田地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成20年8月11日付けで適當と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議の申出をすることができる。

平成20年9月4日

茨城県稲敷土地改良事務所長 羽生武雄

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し

上太田地区土地改良事業(かんがい排水)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年9月5日から

平成20年10月6日まで

3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

~~~~~

茨城県告示第1194号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成20年7月29日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業(かんがい排水)小坂地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成20年8月11日付けで適當と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議の申出をすることができる。

平成20年9月4日

茨城県稲敷土地改良事務所長 羽生武雄

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し

小坂地区土地改良事業(かんがい排水)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年9月5日から

平成20年10月6日まで

3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

~~~~~

茨城県告示第1195号

水戸市から平成20年6月6日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業(かんがい排水)渡里地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により平成20年8月21日付けで同意した。

平成20年9月4日

茨城県水戸土地改良事務所長 根本進

~~~~~

---

## 公 告

---

**落札者等の公示**

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

**[掲載順序]**

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告第5条第1項の公示を行った日 隨意契約による場合はその理由 その他必要な事由

グループウェアシステム機器等の賃貸借 一式 企画部情報政策課 茨城県水戸市笠原町978番6 平成20年8月12日 住信・松下ファイナンシャルサービス株式会社首都圏支店 茨城県水戸市元吉田町1041 4 93,870,000円 一般競争入札 平成20年7月3日

行政情報ネットワークシステム用端末の賃貸借 一式 企画部情報政策課 茨城県水戸市笠原町978番6 平成20年8月21日 三井住友ファイナンス＆リース株式会社水戸営業所 茨城県水戸市城南二丁目1番20号 40,036,500円 一般競争入札 平成20年7月7日

---

**落札者等の公示**

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県防災情報システム 一式

2 契約事務担当部局

茨城県生活環境部消防防災課

水戸市笠原町978番6

3 落札者決定日

平成20年8月18日

4 落札者の名称及び所在地

富士通リース株式会社(東京都新宿区西新宿二丁目7番1号)

5 落札金額

132,290,400円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札公告日

平成20年6月30日

8 その他

(総合評価一般競争入札結果表)

| 入札者              | 総合評価点     | 順位 | 備考 |
|------------------|-----------|----|----|
| 富士通リース株式会社       | 894.8     | 1  | 決定 |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 735.2     | 2  |    |
| N E C リース株式会社    | 予定価格に達せず。 |    |    |
| 日本電子計算機株式会社      | 予定価格に達せず。 |    |    |

~~~~~

家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日	転帰	備考
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	稲敷郡阿見町	平成20年8月11日	家畜伝染病予防法第17条の規定により殺処分	

~~~~~

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により免許を取り消します。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 商 号 有限会社トータルファイナンシャルプランニングオフィス
- 代表者名 代表取締役 市村 智一
- 事務所所在地 水戸市東赤塚2124番地
- 免許証番号 茨城県知事(2)第5797号
- 免許年月日 平成15年11月24日

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村大字石神内宿字勘衛門2244番4

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字石神外宿2509番地 (県営石神アパート7 1 4)

菊 田 勇, 菊 田 美由紀

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市沓掛字三井3755番1

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛1369番地

針 谷 雅 彦

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市西小塙字馬場下2606番

2 事業主の住所及び氏名

桜川市西桜川三丁目36番地 宮ハイツ2号

高 橋 亮

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町大塚新田字柿谷原162番8

## 2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町大塚新田162番地3

大 塚 晃 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字上小橋字作兵衛分317番4, 同番5

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町179番地8

吉 羽 正 行, 吉 羽 理恵子

~~~~~

## 入札公告

県有財産(土地, 建物)の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 売払財産(土地, 建物)

| 物件番号 | 土地の所在及び地番         | 種別 | 公簿地目等                              | 実測面積 (m <sup>2</sup> ) | 予定価格 (円)   |
|------|-------------------|----|------------------------------------|------------------------|------------|
| 1    | 稲敷市江戸崎字野々入甲1233番3 | 土地 | 雑種地                                | 10,954.00              | 31,000,000 |
|      |                   | 建物 | 倉庫・校舎<br>重量鉄骨造<br>カラー鉄板瓦<br>棒ぶき平家建 | 198.74                 | 2,000,000  |
|      |                   | 計  |                                    |                        | 33,000,000 |

| 物件番号 | 土地の所在及び地番         | 種別 | 公簿地目等 | 実測面積 (m <sup>2</sup> ) | 予定価格 (円)  |
|------|-------------------|----|-------|------------------------|-----------|
| 2    | 稲敷市江戸崎字野々入甲1158番1 | 土地 | 畠     | 7,389.00               | 4,200,000 |
|      | 稲敷市江戸崎字野々入甲1158番3 |    | 原野    | 2,189.00               | 310,000   |
|      |                   |    | 計     |                        | 4,510,000 |

## 2 入札に参加することができない者

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 茨城県職員のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 物件番号2のうち稲敷市江戸崎字野々入甲1158番1にあっては、茨城県知事又は稲敷市農業委員会の買受適格証明書を受けていない者

## 3 入札書の提出方法

入札書は、書留郵便による送付又は持参により提出すること。

## 4 入札心得書及び契約条項を示す場所並びに入札書の提出場所及び開札の場所

- (1) 入札心得書及び契約条項を示す場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課

- (2) 入札書の提出場所

ア 郵便により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 場 所         |
|------|-------------|
| 1    | 水戸市笠原町978番6 |
| 2    | 茨城県総務部管財課   |

イ 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 場 所               |
|------|-------------------|
| 1    | 稲敷市江戸崎甲541番地      |
| 2    | 茨城県稲敷合同庁舎 2階第一会議室 |

- (3) 開札の場所

| 物件番号 | 場 所               |
|------|-------------------|
| 1    | 稲敷市江戸崎甲541番地      |
| 2    | 茨城県稲敷合同庁舎 2階第一会議室 |

## 5 入札書の受領期限

- (1) 書留郵便により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時           |      |
|------|---------------|------|
| 1    | 平成20年10月9日(木) | 午後5時 |
| 2    | 平成20年10月9日(木) | 午後5時 |

## (2) 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時            |          |
|------|----------------|----------|
| 1    | 平成20年10月10日(金) | 午前10時30分 |
| 2    | 平成20年10月10日(金) | 午前11時    |

## 6 開札の日時

| 物件番号 | 日 時            |          |
|------|----------------|----------|
| 1    | 平成20年10月10日(金) | 午前10時30分 |
| 2    | 平成20年10月10日(金) | 午前11時    |

## 7 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 8 入札の回数

入札の回数は、1回とする。

## 9 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

## 10 入札保証金

入札参加者社、入札金額の100分の5の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

書留郵便により入札書を提出する入札参加者は、納付書により、入札保証金を茨城県指定金融機関に現金で納入し、納付済であることを証する領収証書を入札書とともに郵送すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券(銀行振出し小切手に限る。)により、上記5(2)に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に、上記4(2)イに示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

## 11 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記10の入札保証金は、県に帰属する。

## 12 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

## 13 現地説明の日時及び場所

| 物件番号 | 日 時          |          | 場 所    |
|------|--------------|----------|--------|
| 1    | 平成20年9月9日(火) | 午前10時30分 | 土地の所在地 |
| 2    | 平成20年9月9日(火) | 午前11時    |        |

## 入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 入札物件(土地)

| 土地の所在及び地番                          | 種別 | 地目 | 面 積                    |
|------------------------------------|----|----|------------------------|
| 葛城一体型特定土地地区画整理事業地区内<br>A47街区 画地の一部 | 土地 | 宅地 | 4,628.50m <sup>2</sup> |

対象物件は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定に基づき指定された「仮換地」である。

用途地域は、準工業地域(建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント)である。

2 予定価格(最低売却価格)

555,420,000円

3 土地の用途

「商業・業務施設等」(以下「施設等」という。)の敷地の用途に供すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 施設等の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に各種法令等に適合した施設等を建設し、その完了後、継続して自ら営業し、又は第三者に営業させることができる者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 県税の滞納がないこと。

カ 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

キ 共同住宅を建設し、最終譲受人又は最終使用人への譲渡又は賃貸(以下「譲渡又は賃貸」という。)を行おうとする場合は、ウからカまでの要件に加え、次に掲げる要件を備えていること。

(ア) 共同住宅の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。

(イ) 土地の引渡しの日から3年以内に各種法令等に適合した共同住宅を建設し、その完了後、速やかに譲渡又は賃貸を行うことができる者であること。

(ウ) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を有すること(最終譲受人への譲渡を行なう場合に限る)。

(2) 連名(連合体)で参加する場合は、すべての構成員が(1)の要件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課

イ つくば市島名2335番地(ワインズヒル2階)

## 茨城県つくばまちづくりセンター

## (2) 入札説明書の配布期間

平成20年9月4日(木)から平成20年10月2日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(10月2日は午後4時まで)。

## (3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成20年10月1日(水)及び10月2日(木)

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 つくば市島名2335番地(ワインズヒル2階)

茨城県つくばまちづくりセンター

## 6 入札の日時及び場所

| 日 時           | 場 所                 |
|---------------|---------------------|
| 平成20年10月3日(金) | 水戸市笠原町978番6         |
| 午前10時         | 茨城県庁舎 行政棟1階<br>入札室1 |

## 7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

## 9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

なお、この入札保証金には、利息を付さない。

## 10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

## 11 契約の締結及び売買代金の支払い

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~

入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成20年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 入札物件(土地)

土地の所在及び地番	種別	地目	面 積
葛城一体型特定土地地区画整理事業地区内 D20街区 画地	土地	宅地	259.21m ²

対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定に基づき指定された「仮換地」である。

用途地域は、商業地域（建ぺい率80パーセント、容積率400パーセント）である。

2 予定価格（最低売却価格）

43,140,000円

3 土地の用途

「商業・業務施設等」（以下「施設等」という。）の敷地の用途に供すること。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（第8号を除く）及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業、並びに勝馬投票券発売所その他これに類するものを行うことはできない。

4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 施設等の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に各種法令等に適合した施設等を建設し、その完了後、継続して自ら営業し、又は第三者に営業させることができる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 県税の滞納がないこと。

カ 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

キ 共同住宅を建設し、最終譲受人又は最終使用人への譲渡又は賃貸（以下「譲渡又は賃貸」という。）を行おうとする場合は、ウからカまでの要件に加え、次に掲げる要件を備えていること。

(ア) 共同住宅の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。

(イ) 土地の引渡しの日から3年以内に各種法令等に適合した共同住宅を建設し、その完了後、速やかに譲渡又は賃貸を行うことができる者であること。

(ウ) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有すること（最終譲受人への譲渡を行なう場合に限る）。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、すべての構成員が(1)の要件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課

イ つくば市島名2335番地（ワインズヒル2階）

茨城県つくばまちづくりセンター

(2) 入札説明書の配布期間

平成20年9月4日（木）から平成20年10月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（10月2日は午後4時まで）。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成20年10月1日(水)及び10月2日(木)

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 つくば市島名2335番地(ワインズビル2階)

茨城県つくばまちづくりセンター

6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成20年10月3日(金) 午前11時15分	水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階 入札室1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

なお、この入札保証金には、利息を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払い

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

身体障害者を対象とした茨城県職員等採用選考の実施

身体障害者を対象とした茨城県職員等採用選考(初級程度)を次のとおり行います。

平成20年9月4日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

受付期間 平成20年9月24日(水)から10月8日(水)まで

【持 参】(土曜日、日曜日を除く)

【郵 送】(消印有効)

【インターネット】(最終日は午後5時まで;受信有効)

選 考 日 平成20年10月26日(日)

選考会場 茨城県庁

## 1 職種、採用予定人員及び採用時の勤務場所等

| 職 種            | 採用予定人員 | 採用時の勤務場所及び職務内容                        |
|----------------|--------|---------------------------------------|
| 事 務<br>(知事部局等) | 2名程度   | 知事部局又は教育委員会の本庁、出先機関、県立学校等で一般事務に従事します。 |
| 小中学校事務         | 1名程度   | 市町村立小中学校で一般事務に従事します。                  |

小中学校事務で採用となった人は、身分が市町村職員となります。県職員との人事交流はありません。

## 2 選考を受けることができる資格

自力により通勤でき、かつ、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人で、次の(1)~(5)のすべての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの人
- (3) 通常の勤務時間（原則として週40時間、1日8時間）に対応できる人
- (4) 活字印刷文（文字の大きさは10ポイント）による出題に対応できる人
- (5) 茨城県内に住所を有する人（在学又は訓練所入所のため一時県外に居住している人で、家族が県内に住所を有する人を含む。）

ただし、次のア~オのいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 選考の日時及び会場

| 日 時                                                                                                           | 会 場                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 平成20年10月26日(日)<br>受付 8:20~8:50<br>教養考查 8:50~10:30<br>適性検査 10:50~12:00<br>作文考查 12:40~14:10<br>口述考查 14:20~17:00 | 茨城県庁11階会議室<br>水戸市笠原町978番6<br>電話029(301)5549 |

## 4 選考の方法及び内容

### (1) 教養考查

ア 考査内容 筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能について、高等学校で履修した程度の問題を出題します。

イ 出題分野 国語、社会、数学、理科、文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈

ウ 問題形式 択一式

エ 時 間 1時間30分

### (2) 作文考查

ア 考査内容 文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。

イ 問題形式 記述式

ウ 時 間 1時間20分

(平成19年度課題例；私の成長させたいところ)

(3) 口述考査

主として、人物について個別面接による考査を行います。

(4) 適性検査

通常の職務遂行に必要な適性の有無について検査します。

(5) 身体検査

通常の職務遂行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査します(医療機関で検査した身体検査書の提出を求めます。)。

(6) 資格調査

受験資格の有無などについて調査します。

応募者が多数の場合には、教養考査の成績が一定基準以上の人のみ作文考査及び口述考査を実施します。

## 5 合格者の発表

平成20年11月6日(木)午前10時(予定)に茨城県人事委員会事務局前及び茨城県人事委員会のインターネット・ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、すべての考査科目を受験した受験者全員に合否の結果を通知します。

## 6 選考結果の開示

この採用選考の結果については、茨城県個人情報の保護に関する条例の規定により、次のとおり、口頭で開示を請求することができます。

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 開示請求できる人 | 不合格者                           |
| 開示内容     | 総合ランク                          |
| 開示日時     | 合格発表日から1か月間<br>午前8時30分から午後5時まで |
| 開示場所     | 人事委員会事務局                       |

なお、電話・はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が人事委員会事務局へおいでください。

また、受験票(本人控)により本人確認をしますので、来局するときに持参してください。

## 7 受験手続

(1) 申込用紙の配布場所

ア 直接取りに来る人

次の場所で配布します(土曜日、日曜日は除く。)。

茨城県人事委員会事務局、行政情報センター、茨城県各地方総合事務所、常陸太田県税事務所、高萩県税事務所、行方県税事務所、稻敷県税事務所、境県税事務所、常陸大宮保健所、日立保健所、つくば保健所、消費生活センター取手分室、茨城県東京事務所、茨城県大阪事務所、茨城県北海道事務所

イ 郵送を希望する人

封筒の表に「職員採用選考請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号[縦33cm×横24cm程度]に120円切手を貼ったもの)を同封して、茨城県人事委員会事務局(〒310-8555 水戸市笠原町978番6)に請求してください。

## (2) 受験申込

## ア 直接持参又は郵送による方法

|      |                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 記入上の注意(申込用紙裏面に記載)をよく読んで、申込用紙に所要事項を記入し、茨城県人事委員会事務局に直接持参するか又は郵送してください。<br>なお、郵送で申し込む際は、申込の封筒の表に「選考申込」と朱書きし、「簡易書留」又は「配達記録郵便」でお願いします。                |
| 申込先  | 茨城県人事委員会事務局(〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内)                                                                                                         |
| 受付期間 | 平成20年9月24日(水)から10月8日(水)まで<br>ただし、直接持参の場合は、土曜日、日曜日は県庁が休みとなるため受付はできません。<br>また、受付時間は午前8時30分から午後5時までとなります。<br>なお、郵送の場合は、10月8日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。 |

## イ インターネットによる方法

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 申込方法が、直接持参又は郵送による方法と異なりますので、必ず茨城県人事委員会のホームページでインターネットによる申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービスホームページから申込をしてください。<br><茨城県人事委員会ホームページアドレス><br><a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/</a><br><いばらき電子申請・届出サービスホームページアドレス><br><a href="https://www1.asp - ibaraki.jp/home/index.html">https://www1.asp - ibaraki.jp/home/index.html</a> |
| 受付期間 | 平成20年9月24日(水)午前8時30分から<br>10月8日(水)午後5時まで(受信有効)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## (3) 受験票等の送付

受付後、10月17日(金)までに到着するように郵送しますが、それまでに到着しない場合には、茨城県人事委員会事務局に照会してください。

## 8 給与、勤務時間、休暇

(1) 給与は、平成20年4月1日現在で高校新卒者は基本給138,982円、短大新卒者は148,604円、大学新卒者は160,310円です。なお、学校卒業後一定の経験年数がある人は、この金額に一定額が加算されます。給与月額は職員の給与に関する条例により3.5%減額されており、上記金額は減額後の額です(減額は平成20年度末まで)。また、上記金額は地域手当2.8%を含んだ額です。

このほか諸手当として、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

(2) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までの8時間(休憩60分)です。また、週休2日制が実施されており、土曜日・日曜日は休みです。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日間(初年のみ15日間)あり、このほか特別休暇があります。

## 9 この選考についての問い合わせ先等

## (1) 問い合わせ先

茨城県人事委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内

電話 029-301-5549 FAX 029-301-5559

(2) なお、テレホンサービス及びインターネットでも、この選考についての情報を提供しますのでご利用ください。

テレホンサービス電話番号 029-301-5558 (24時間テープ案内)

茨城県人事委員会ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/>

人事委員会事務局Eメールアドレス [saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp)

(3) 受験の際に何らかの措置を希望する人は、あらかじめ人事委員会事務局へ申し出てください。

---

正 誤

---

平成19年5月31日付け茨城県報第1879号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤               | 正               |
|-----|------|-----------------|-----------------|
| 50  | 下から3 | 下水道(霞ヶ浦水郷流域下水道) | 下水道(霞ヶ浦湖北流域下水道) |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県総務部総務課  
電話番号 029(301)1111(代)